

令和5年洞爺湖町教育委員会第2回定例会会議録

日 時	令和5年3月23日（木） 13：30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 洪 川 賢 一 委 員 吉 田 聡 委 員 岡 本 里 佳 委 員 岩 崎 義 久
欠席委員	委 員 来 栖 由 喜
説 明 員	管理課長 高 橋 謙 介 社会教育課長 原 美 夏 社会教育課参事 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主査 大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	洪川教育長 開会を宣言する。（13：30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	洪川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	洪川教育長 2／17 総務常任委員会委員協議会（第1委員会室） " 胆振管内教育委員研修会（室ガス文化センター） 2／20 地域別教育懇談会（とうや小学校） 2／21 二十歳のつどい（防災研修ホール） 2／22 えんプロジェクト図書寄贈（教育長室） " 地域別教育懇談会（洞爺中学校） 2／24 地域別教育懇談会（温泉小学校、虻田中学校） 2／25 G7ゼロカーボンミーティング in 洞爺湖（万世閣） 2／27 洞爺湖町商工会女性部文房具寄贈（教育長室） 2／28 故横山正氏叙位伝達（伊達市立光陵中学校） 3／ 1 北海道虻田高等学校卒業式（虻田高校） 3／ 2 臨時校長会議（第2委員会室）

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第 5 号	3 / 3 部課長会議（201号室） 3 / 6～13 町議会3月会議及び予算特別委員会（議事堂） 3 / 9 第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン答申（教育長室） 〃 第4次洞爺湖町社会教育中期計画答申（教育長室） 3 / 10 山本所長御尊父様（故古賀岩男氏）葬儀参列（芙蓉ホール） 3 / 12 ふれ合う心の広場（洞爺湖文化センター） 3 / 14 虻田高等学校千葉校長との事務打ち合わせ（虻田高等学校） 3 / 16 育英資金運営委員会（第1委員会室） 3 / 17 洞爺湖町立虻田小学校卒業式（虻田小学校） 〃 道立近代美術館五十嵐部長視察対応（洞爺湖芸術館等） 3 / 20 定例教頭会議（第2委員会室） 〃 スポーツ推進委員表彰伝達（第2委員会室） 3 / 22 保育所統合に係る説明会（防災研修ホール） 3 / 23 教育委員会議（第2委員会室） 〃 総合教育会議（第2委員会室） 渋川教育長 日程第4、報告事項でございます。 報告第5号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について事務局からお願いいたします。 高橋管理課長 それでは報告第5号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。寄附について、このたび次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。 1 図書の寄附、これは町内の小学校及び保育所並びに子育て支援センターへ寄贈してございます。図書寄附といたしまして、えんプロジェクト代表小林裕司氏、絵本8冊。2 文房具の寄附、町内の小学校新1年生へ贈ってございます。洞爺湖町商工会女性部部長横山節子氏、水性ペン8色入り63セット。3 こちらも文房具の寄附、町内小学校新1年生へ贈っております。公益社団法人室蘭地方法人会洞爺湖支部長大久保和幸氏、文房具セット。内訳といたしましては、水性ペン、ノート1冊、鉛筆2本、消しゴム1個、これらを61セット、寄附いただいております。 2 つ目といたしまして、学校給食センター統合後における給食提供についてでございます。昨年より、学校給食センター統合後にどのような給食を提供していくか、学校関係者や保護者などで構成する洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会にて協議を進めてまいりましたが、本年2月21日に同懇談会委員長より「学校給食センター統合後において引き継ぐべき給食提供について」との報告書が提出されました。報告書には引き継いでほしい給食内容や、その実現に向けた取り組みの推進、さらには進捗状況についても学校給食
--	---

センター運営委員会を通じて、情報提供していくことを求める内容となっております。教育委員会といたしましては、この報告書の内容を尊重し、より良い給食提供を目指し学校や地域、関係機関等と連携し進めて行くこととしております。なお委員各位におかれましては、3 回にわたりさまざまな角度から適切なご意見をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。

3 地域別教育懇談会（追加）の開催でございます。去る 2 月 20 日から 22 日までと 24 日の 4 日間、町内小中学校を会場に、子どもの未来を考える日と称した地域別教育懇談会を開催し、今後の教育行政を展開していく上での住民の率直な意見を伺ったところでございます。懇談会では「洞爺湖町の子供たちの姿と新しい教育の動き」「洞爺湖町の教育施設の現状と課題」をテーマに懇談を行い、会場参加者 16 名とユーチューブでの視聴者 56 名の参加がございました。今後につきましては、懇談会で出された意見やアンケート結果を踏まえ、どのような教育行政の方向性を定めていくか、地域や保護者とも相談しながら協議検討し進めていきたいと考えております。

4 学校給食の異物混入についてでございます。虻田小学校で 1 月 31 日に提供いたしました給食「鶏南蛮うどん」と、2 月 20 日に提供した「麦入りごはん」に毛のような異物が混入していました。大変不快な思いとご迷惑おかけいたしましたことに対し、それぞれ保護者へお詫びの文書を出したところでございます。異物混入の原因究明を図るため、厨房内の点検をし、当日使用野菜、納品食材の包装、白衣等の確認・調査を行いました。同様の異物の形跡は確認されませんでした。今後、このようなことがないよう、白衣の汚染物除去など安全確認の周知徹底や研修などを行い、安心・安全な給食提供に努めてまいります。

以上でございます。

渋川教育長

それでは質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして報告第 6 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 5 年 3 月会議提出一般会計補正予算第 9 号について事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

報告第 6 号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会令和 5 年 3 月会議提出一般会計補正予算（第 9 号））について、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。5 ページ目、こちらが町長から教育委員会教育長に対する、補正予算に関する意見を求める文書でございます。6 ページ目が教育長から町長に対し、異議はない旨の通知でございます。補正予算の中身につきましては、8 ページ目以降となります。そ

ちらのほうをご覧ください。今回の補正予算第 9 号につきましては、決算見込みに基づく、減額増額補正と言った部分が主な内容となっております。

まず、歳入 15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1,438 千円の増額補正でございます。こちらにつきましては、子どものための教育・保育給付費負担金でございまして、とうやこ幼稚園の入園者が 43 名から 49 名に増えたことに対する歳入の増という内容でございます。

続きまして、2 項国庫補助金、6 目教育費国庫補助金、395 千円の補正でございます。こちらにつきましては、コロナ感染対策の消耗品購入に対する補助金という形になってございまして、小学校の方で 335 千円、中学校の方で 197 千円の増額補正というような形でございます。

続きまして、16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、こちら 1,230 千円の増額補正でございますが、こちらでも子どものための教育・保育給付費負担金、道からの幼稚園分 43 名から 49 名に増えたことによる、増額の歳入の補正となっております。

続きまして 9 ページ目歳出になります。真ん中ほどからの 3 款民生費、4 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、3,899 千円の増額補正でございます。こちらについても、子ども子育て支援事業、幼稚園の部分の給付の負担金でございます。人数が増えたことによる増額補正でございます。

続きまして、5 項保育所費、2 目常設保育所費でございます。右側の方ですね、1 番目の子育て支援センター運営事業、これで 1,380 千円の減額補正となっております。こちらは会計年度任用職員の任用形態の変更に伴う、執行残という形でなっております。二つ目の常設保育所運営事業につきましては、684 千円の増額となっております。こちらの建物修繕料、それから給食の賄い材料の高騰による増額補正という形でございます。

続きまして 10 ページ目、10 款教育費、1 項教育総務費、3 目諸費でございます。5,397 千円の減額補正でございます。一つ目といたしましては、教育推進事業で 4,820 千円の減額、会計年度任用職員の欠勤や採用による給与の格付の変更などそういった事からの、減額補正となっております。二つ目教育改善推進事業、250 千円の減額補正ですけれども、決算見込みによる執行残でございます。4 番目、小中学校スクールバス等運営事業、327 千円でございますが、これも決算見込みによる執行残でございます。

続きまして 2 項小学校費、1 目小学校管理費、学校管理事業でございます。580 千円の減額でございますが、決算見込みによる執行残となっております。

11 ページ目、3 項中学校費、1 目中学校管理費 4,634 千円でございます。中学校管理事業でございますけれども、洞爺中学校の、電気料金高騰の決算を見込んだ部分での増額補正というような内容でございます。

続きまして 12 ページ目、5 項保健体育費、3 目給食施設費でございます。洞爺給食運営センター事業、虻田給食センター運営事業ともに決算見込みによる執行残でございます。管理課分は以上です。

原社会教育課長

社会教育課分の報告をいたします。議案書 8 ページにお戻りください。

15 款国庫支出金、2 目国庫補助金につきましては、社会教育費補助金におきまして、アイヌ政策推進交付金として、137 千円の減額は、ウトラノで実施した I C T 遠隔教育事業の実績見込みによるものです。

次に、9 ページです。2 款総務費、1 項総務管理費、8 目企画費、企業版ふるさと納税活用事業で、入江・高砂貝塚活用における 155 千円の減額につきましては、AR 製作及びパンフレット製作の事業確定により執行残であります。

続きまして、11 ページをお開きください。10 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費については、補正額 804 千円の減額となっております。減額の内訳につきましては、社会教育管理事務事業において報酬の 400 千円及び旅費費用弁償です。70 千円の減額につきましては、会計年度任用職員の任用期間の縮減によるものです。18 節の負担金補助及び交付金につきましては、洞爺湖町の人づくり育成事業の確定により 334 千円の減額となっております。なお、団体補助金につきましては事業遂行していることから、事業完了後に実績報告を出していただき精査しています。

続きまして、2 目社会教育奨励費につきましては、補正額 790 千円の減額となっております。内訳については、7 節報償費の 600 千円の減額、I C T 遠隔教育事業の実績見込によるものです。11 節役務費の 80 千円の減額については、フレンドリーツアー中止に伴う減額です。18 節負担金補助及び交付金の 110 千円の減額につきましては、胆振管内国内婦人研修の中止に伴うものであります。3 目社会教育施設費については、補正額 300 千円の減額であります。こちらにつきましては、社会教育施設維持管理事業で共済費、社会教育施設における会計年度任用職員の社会保険料の実績見込みによるものであります。

5 目文化財費、文化財保存整備事業における 1,090 千円の減額につきましては、入江貝塚公園復元施設展示改修業務及び縄文ロード整備工事などの事業確定による執行残であります。曙獅子舞保存会補助金の減額については、団体より活動予定がなく辞退の申し出によるものであります。

12 ページをお開きください。5 項保健体育費、1 目体育奨励費につきましては、371 千円の減額となっております。内訳につきましては、保健体育管理事業で、271 千円の減額となります。1 節報酬で 120 千円、旅費の 151 千円はスポーツ推進委員会議の開催回数減に伴う委員報酬及び費用弁償の減額であります。社会体育振興事業で 100 千円の減額は、7 節報償費、スポーツ教室等の縮小に伴うものでございます。以上です。

渋川教育長

質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承お願いいたします。

続きまして、報告第 7 号、令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について、事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

報告第 7 号、令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要を次のとおり報告するものでございます。この調査期日は令和 4 年 4 月から令和 4 年 7 月末までの期間で実施してございます。調査の対象学年は小学校第 5 学年、中学校第 2 学年。調査方法は悉皆調査で行ってございます。調査の内容につきましては、児童生徒に対する調査、これは実技等質問紙調査がでございます。その他学校に対する質問紙調査、教育委員会に対する質問紙調査となっております。

別冊で令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣調査等というものがお配りされているかと思えます。児童生徒の調査内容について、概要を説明したいと思えます。1 ページ目は、用語解説の説明という形になりますので、後ほどご確認ください。ページをめくっていただきまして 2 ページです。こちらが体格集計という形で身長体重、肥満傾向を確認する内容となっております。小学校 5 学年、全国、北海道、市町村となっております。この市町村が洞爺湖町の分となっております。

小学校の男子について、洞爺湖町は身長体重ともに全国平均を上回っているというような形の結果になってございます。肥満度については、普通の方が多いんですけれども、若干中度肥満傾向が全国全道よりも多い傾向となっていてございます。女子の身長体重につきましては、これも全道全国平均を上回っていると。肥満度傾向については普通の方がほぼ全国平均並みというような状況になっている、という結果でございます。

続きまして 3 ページ目でございます。実技集計、握力からソフトボール投げという形でこちらに書いている項目を実施してございます。左下の方に棒グラフで記載されておりますけれども、20 メートル走、50 メートル走といった部分では洞爺湖町の場合はかなり低いというような傾向で、逆に握力、ボールを投げる力が高いという結果が出てございます。総合評価といたしましては「D」というような形が大半を占めているというような結果でございます。

続きまして次のページ、今度は女子の実技集計でございます。女子については、長座体前屈。これがちょっと届いてないんですけれども、それ以外は全国平均以上のよい傾向なのかなという形で評価が出ております。総合評価も「C」が大変増えているというような結果となっております。5 ページ目はですね、質問紙調査という形の集計になりますので、後ほどご確認ください。

続きまして 6 ページ目、今度は中学校 2 年生の男子でございます。体格集計につきましては、身長体重ともほぼ全国全道平均並の状態となっております。肥満傾向も普通というような状況が 1 番多いという結果でございます。女子についても身長体重は全国平均並みというような形で、肥満度について

も同様の結果という形になっております。

7 ページ目は男子の実技集計でございます。握力のほうはやはり全国より上回っているような状況で、あとは走るものについてはやはり少し低いような傾向と、小学校と似たような傾向が出ているというような結果が出ております。

続きまして 8 ページ目、女子の実技ですけれども、全体的な部分については、全国平均よりも低いというような結果となっております。総合評価についても、「C」が 1 番多いような結果というような結果が集計されましたのでご報告申し上げます。以上です。

渋川教育長

説明がありましたけども何かご質問等ございますでしょうか。

岩崎委員

若干低い傾向って昔から変わらないものですか。

渋川教育長

そうですね、実は過去と全く同じ傾向を示しているなという感じです。女の子は小学校のときは良いのですが、中学校入っちゃうとやっぱりちょっと落ちてくる傾向ですし、男の子は大体このような状況かなというところです。あと、握力が高いというのは北海道の傾向でもあるんですが、よく言われるのは雪かきをしてるから、という話もしたりするんですけど、こういう傾向があるかなと思います。

逆に持久走ですね、いわゆる 20m シャトルラン。ここは北海道の子どもたちが苦手としてるところですので、洞爺湖町の子どもたちも同じ傾向を持ってるのかなっていうふうには感じているところです。

岩崎委員

中学生の体力が、過疎地に関して落ちているとか、そういう傾向はあったりするのでしょうか。

渋川教育長

ないとは言い切れないですね。少なからずあるんじゃないかなというふうには私は感じています。

あと、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして、報告第 8 号、学校給食センター統合後において継続すべき給食提供についての報告書の提出を受けたことについて、事務局よりお願いい

たします。

高橋管理課長

報告第8号、令和5年2月21日に、洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会から、別紙のとおり学校給食センター統合後において継続すべき給食提供について、報告書の提出を受けたので、これを報告するものでございます。別冊で報告書というものがございます。中身についてちょっと読み上げて報告させていただきます。学校給食センター統合後において継続すべき給食提供について（報告書）

1 統合後の学校給食の望ましい姿

学校給食の提供意義については、食することでの健康保持のほかに、食を通じて自然や文化、食材の知識などさまざまな目標を達成することも含まれており、教育委員会はその目標達成のため、各種ルールに基づき最大限の努力を有すべきであります。

2 統合後の学校給食に引き継ぐべき内容

統合後に引き継ぐべき内容は、別紙に記載のとおりであり、内容に応じて「対応が難しいもの」、「対応が可能なもの」、「引き継げるか不明なもの」、「統合後、徐々に対応できるもの」、「給食センター以外で対応すべきもの」、「その他」の6項目に本懇談会で整理、振り分けしております。この内容を教育委員会は尊重し、実現に向け最大限の努力を求めるものであります。特に「対応が難しいもの」に分類された内容については、学校給食としての提供以外で、学校行事やPTA事業など多種多様な方法について地域を含め、検討をお願いしたい。「引き継げるか不明なもの」についても、食品提供事業者との協議やアレルギー対応が可能な施設の建設など、本懇談会での協議を十分に尊重し、実現に向け各種関係機関との調整に当たって頂きたい。また、「給食センター以外で対応すべきもの」に分類された内容については、教育委員会が学校や北海道教育委員会など関係機関と連携協議しながら、地域の実情を伝え実現に向け、検討をお願いしたい。

3 まとめ

本懇談会からの報告は以上となりますが、上記2の実現に向け、次年度以降に順次、その進捗状況の報告など一定の情報共有を学校給食運営委員会で行うことを求めます。

令和5年2月21日、洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会委員長山下文人。以上報告がございました。別紙の方につきましては、委員のほうから出された意見をまとめてございますので、説明は省略させていただきます。以上報告いたします。

渋川教育長

それでは質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 4 号

《「なし」の声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

それでは続きまして、日程第 5、議決事項に移らせていただきます。

議案第 4 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

議案第 4 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、別紙のとおり発令したいので議決を求めるものでございます。別冊で令和 4 年度・5 年度洞爺湖町教育委員会部局人事異動内示書というものがあるかとございます。まずは、3 月 31 日付けでの人事異動発令でございます。

定年退職により、山本幸子さん、斉藤ももえさんが退職。4 月 1 日付けでは、社会教育課主幹として高木淳市さん。桜ヶ丘保育所所長として永井多美さん。洞爺保育所所長として中村絵理子さんがなられる。係長職といたしましては管理課主査に大西 慎さん。社会教育主査に澤野慶子さん。社会教育課主査に大木佑介さん。本町保育所副所長に斉藤真枝さん。桜ヶ丘保育所副所長に阿部真奈美さん。子育て支援センター副所長に牧 千絵さん。主任職といたしましては、洞爺保育所保育士主任に矢野有子さん。係職には横山千里さんが社会教育課。濱塚圭太さんが社会教育課。中込 葵さんが桜ヶ丘保育所の保育士。孝内亜実さんが洞爺保育所の保育士。古川 歩さんが本町保育所の保育士、新規採用でございます。青野万梨奈さん、こちらも新規採用ですが、桜ヶ丘保育所の保育士。再任用につきましては、山本幸子さんと斉藤ももえさんが再任用として採用されます。町長部局への出向につきましては、社会教育課の主幹であった高橋淳一さんが経済部建設課主幹。あと管理課の主査だった菊地慶洋さんが総務部総務課主査。あと温泉小学校にいた青葉文夫さんが、洞爺総合支所庶務課主査。というような発令を行いたいと考えておりますので、ご提案いたします。

渋川教育長

質疑をお受けしたいと思いますがございますでしょうか。

《「なし」の声》

提案のとおり承認することとしてよろしいですか。異議なしと認めます。では、議案第 4 号については原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について、事務局よりお願いいたします。

・ 議案第 5 号

高橋管理課長

議案第 5 号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申をしたいので議決を求めるものでございます。こちらの別冊でお配りして

・議案第 6 号

いる内示書を開いていただきたいと思います。まず校長人事でございます。虻田小学校の小野島校長と虻田中学校の瀧澤校長が転出され、そのあとに横山校長と鈴木校長が転入されてくるというような事でございます。教頭先生については、虻田小学校の菅野教頭と洞爺中学校の佐藤教頭が転出され、後任に荒木教頭、古沢教頭が転入されてくると。教員については、虻田小学校の教員が 3 名、温泉小学校の教員が 1 名、とうや小学校が 2 名、これは、特別支援学級が開設されるため 1 名の定員増となっております。次のページにいただきまして虻田中学校が 5 名、洞爺中学校が 2 名の減。これが特別支援学級が無くなったことに対する定数減、というような形で人事異動がそれぞれ記載されているとおりに行われます。養護教諭については、虻田小学校と虻田中学校がそれぞれ 1 人ずつ異動になまして、事務職員については洞爺中学校の異動というような内容の人事を内申したいというような案件でございます。なお、発表については明日校長教頭。25 日に一般教員が新聞報道となるという形でございます。以上、ご提案いたします。

渋川教育長

それでは質疑を受けたいと思いますが、ございますでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいですか。それでは異議なしと認めます。議案第 5 号については原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、洞爺湖町学校給食センター施設の統合について事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

議案第 6 号、学校給食センター施設の統合についてでございます。洞爺湖町学校給食センターの施設の統合に関わる、これまでの 2 年間の検討協議を踏まえ、現在の虻田給食センターは、洞爺給食センターへ統合するということと、あと統合に当たっては、先ほど報告いたしました学校給食センター統合後において、継続すべき給食提供についての報告書に基づいて、今後、統合に向けた事務を取り進めることについての議決を求めるものでございます。以上、ご提案いたします。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

2 年にわたって、給食センター統合について。統合が前提ではないということと話を進められていたと思うんですけども、やはり出席された委員の方の感想を聞くと、統合ありきであったと。最初の時点から三つの選択肢が示されていて、その中の 4 つ目の「統合しない」という案はなかった、というふう

に聞いています。その中で、いずれは統合してもよいかもしれないけれども、それぞれの給食センターが現在使える状態の中で、ほかの学校施設がこんなに古いのに、どうして給食センターの統合をこんなに急ぐのかと。そのことについての説明が聞かされていないと、先ほど内容をまとめてくださいましたけれども、洞爺地区にとってはマイナスしかないですね。今まで出来ていた行事食とかカフェテリア給食とか、特徴的だったものが、なくなるのは洞爺だけであって、虻田の方にしてみれば同じように給食の質とかそんなに変わらないかもしれない。ただ洞爺地区にとってはマイナスで、なぜ今この状況の中で、急いで統合する必要があるのかと。それなら学校の不備な点を直してほしいと。そういう声をちょっと聞いたので、なぜ今の段階で、まだそれぞれの施設が使える段階であるのかっていうところを、お聞きしたいなど。

高橋管理課長

そのお話はですね、実は学校給食検討懇談会の中でもですね、委員さんのほうからお話がありました。もともと、合併協議のときに、虻田と洞爺が合併するときに給食センターの統合ということも検討されておりました。それは新町になってから統合する、というような形での位置づけだったんですけれども、合併して洞爺湖町というのができて、その中で再建団体に落ちてですね、なかなか統合のことができなかったと。そういうような経過であった上で、一定程度の期間が過ぎてきて、このまま虻田と洞爺という形で施設を持続して行くことが果たして良いのか、ということの観点から進められてきたというふうにちょっと私のほうは答弁させていただきました。当然給食センター以外にも、おっしゃるとおり学校の施設とかですね、その他、学校施設ではない町内公共施設全般の老朽化が著しく進んでる形にあります。築20年以上の建物が6割近くあるような形になっております。当然人口減少も進んでくる。そういったときには、やはり今ある施設をそのままずっと継続していく、という形にはなかなかならないのかなと。どこかでコンパクト化・スリム化というような視点を持っていかなければ、財政的にもですね、使い勝手が悪い、使われない建物が残っていくと。維持管理費もかさんでくると。そういったような背景から、町全体の計画の中で定められております。そういった部分を踏まえて、なぜ給食センターだけかというところについては、それは順番があるとは思うので、今後そういうような形で町の公共施設の最適な配置というような見直しがされていくのかな、というふうな思いの中でおります。当然、給食センターだけやってあと学校施設はやりません、っていう話ではないという形でご理解いただけたらな、というふうには思っております。合併協議からの流れで、給食センターに先に手をつけた、というような形でとらえております。

岡本委員

いずれ統合になるのは、それはそうだろうなっていうふうに思うんですけれども。今現在、子どもたちがどんどん減ってくる中で、また震災があるかも

しれないっていうこの時期的なものとして、そうなった時に、またガクッと児童生徒数が減るっていうのが今までの流れで来ているかと思うんですけども、そのタイミングでもいいんじゃないかと。その災害を待つわけではないですけれども。例えばこの計画を立てて、今の現状の予想の人数で増築案を計画されていますけれども、それで建てたとしても、やはり子どもたちが減って行くかもしれないですし、本当にその必要性がどこまであるのかなっていうところをほかの委員の方も大変指摘されていたんですよ。あと以前、給食センターが一つになるっていうのに反対したのは、私の聞いている限り、やはり洞爺地区の反対がすごい強かったと聞いてまして、それはやはり洞爺地区の給食が本当に特徴的なもので、そして、やっぱり作ってくださった栄養士さんが、ただの統合のような形であれば、絶対に今あるものは提供することができないということで、それですごい強い反対があってなくなったって聞いているんですね。栄養士さんが変わってどうかっていうと、やはり今現状小中学校の子どもたちも父兄も、本当にこの給食で子ども達が育っているっていうのを実感していて。今回もちろん統合について委員会を立ち上げて、話し合ってくださいったと思うんですけども、コロナ禍で小学校の父兄でも半分ぐらいの方は給食試食会もなく、親御さんたちも給食を知らない。そして、学校にも入れないような状況の中で、今どちらかと言うと給食が変わってしまうことに不安を抱いているのは、やっぱり卒業した子どもたちだったりとか、その経験してきた親たちが、洞爺の給食は変わってしまうのかと。例えば中学校で不登校が少ないっていうことも食が本当に大きいものだったなっていうふうに思うんです。あと、事例では今小学校でも不登校できた子が1人いるんですけども、虻田では給食全然食べれなくて、給食が嫌で不登校にもなった、というお子さんがいらっしゃったんですけども、こちらに来て1度も給食を残したことがないと。やはり私たちの目から見て、そんなに違いがないのかなっていうふうに給食いただいとき思ったんですけども、やっぱり何か違うものがあるんじゃないかなって思うんですね。その辺の検討を、多分2年間かけてしてくださったと思うんですけど。それを洞爺地区の全てのPTAの方が知ってるか。また皆さんそれをどういうふうに判断を考えてるかっていうのは、全く聞かれている状況ではないので、例えばこの間、教育懇談会なんかもありましたけれども、もしここであまり理解がない形で、この給食センターの事が進められたときに、すごくギャップが生まれるのではないかな、っていうふうには感じます。

渋川教育長

実は、この給食センターの統合については、昨年度の段階で結論が出ていたもので、今年度についてはその中身についての、検討会をしようということでの話で報告書をいただいていたっていう経緯があるものですから、再度そこを前に戻すとなると、1回話し合った結果の部分を、白紙にするということは、かなりちょっとこう難しいところが正直あるのかなと思います。

岡本委員

その話し合いの時に、いつの年度でというのは委員の方たちも聞いてなかったっていうふうに。だからそこはやっぱり役場の方が考えてる計画と、その一般の人が思う計画とは違い、やがては統合するんだらうなっていう意識で参加されてたっていうふうに。正確な年数までは、会議で伝えていたかはちょっとわからないんですけども、そこにギャップがあるのではないのかなって思いますけど。

高橋管理課長

今回報告いただいた会議の中では、こういうスケジュールですっていうお話はしてますね。

岡本委員

その前の段階です。その統合を決めたっていうときには、年度までは聞いてなくて、まだ先の話だろうと、それに向けての、やがての準備なのかなっていうふうに。参加したら、もう決まってるようだというふうに聞いたんですね、だから、そこでちょっとミスマッチがあったのかなっていうふうには感じます。

高橋管理課長

令和４年の３月に受けた提言書の中身では、いつやるかどうかまでは話し合われてなかった、ということなんですね。

岡本委員

はい、そういうふうに認識してます。ただ口頭では何か話はされてたのかな。ここでは聞いたかもしれませんが、実際にそこで検討委員の方は知らないというふうにおっしゃっていたので、まだ統合するかどうかの検討委員です、っていうふうに招集されたというふうに聞いてます。

渋川教育長

記録を調べないとわからないですねその辺ところね。ちょっとお時間いただいてもよろしいですか。ではこの件については、どうしますかね継続協議にしますから、ちょっとこの議案の６号については、一旦保留ということでしょうか。

よろしいでしょうか。

《「なし」の声》

議案第６号については保留ということで、次回会議のときにですね、再度提案していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、議案第７号についてお願いします。第２次洞爺湖町教

育目標と教育ビジョン改訂版の策定についてお願いいたします。

高橋管理課長

議案第7号、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの見直しについて、答申があったので、別紙のとおり改訂版を策定することについて議決を求めるものでございます。別冊で教育目標と教育ビジョンをお配りしてございます。そちらのほうを確認していただきたいと思います。

まずですね、6ページ目開いていただければと思います。今回はですね改定という形で、計画の大きな変更はしてございません。1番大きな変更はですね、この6ページ目の計画の体系の中にある基本目標1というところに、「SDGs・ESDの推進」といったものを加えたというのが1番大きな改正となっております。あと、現状に合わせた施策を載せたというようなことが大きな内容となっております。

それではですね、9ページ目以降、基本目標1から7までございますけれども、それに沿って、基本的な考え方と主な施策について、説明させていただきます。9ページ目「SDGs・ESDの推進」についてです。これにつきましては、この計画の推進に当たって、SDGsの理念を踏まえながら、各種施策を推進していくというような、理念的な部分での目標を掲げたところでございます。

続きまして11ページ目、基本目標2、「子育てをしやすい環境整備の推進」でございます。こちらについては、虻田地区保育所の統合複合化、後は保育料の無償化、中学校の制服助成といったような施策を行うことを記載してございます。

続きまして13ページ目、基本目標3、「社会で生きる実践的な力の育成」。これについては基本方向が二つに分かれてございます。一つは基本方向1生きる知恵につながる確かな学力を育む、自立した生き方を支える教育の推進。具体的には英語検定漢字検定の助成とか、14ページ目の下にありますけれども、各教科の言語活動の充実、学習指導の工夫や改善、そういったことを取り組むとか、次のページになりますと特別支援教育の推進、そういったことを取り組んでいくと。

もう一つの方向性につきましては、社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進でございます。こちらについての取り組みについては16ページ目、真ん中ぐらいになりますけれども、ALTの配置だとか、姉妹都市友好都市との交流、あと、下のほうには避難所開設体験学習会、1日防災学校の実施。次のページになりますけれども、真ん中あたりには環境教育の推進の中で、ジオパーク、縄文の活用をした教育を進めると。あと1番下には、高校通学費の助成も行うというようなことを記載してございます。

18ページ目、基本目標4「豊かな心と健やかな身体の育成」についてでございます。こちらにも二つの基本方向に分かれておりまして、一つ目は、豊かな人間性と感性を育む教育の推進、具体的には道徳教育の充実、読書活動の推

進、教育資源を生かした自然や社会・文化活動体験の充実に努めると。次のページにいきましたら、これも同じくジオパークや縄文世界遺産、そういったものの価値資源を生かした教育をしていくと。あとは、いじめ防止基本方針に基づく対応、もう一つの基本方向が、心身の健やかな成長を促す教育の推進。体力の向上、運動能力の向上に努めること。あと 20 ページのほうに行くと、真ん中ほどに学校給食を通じた食育の推進に努めていくと。21 ページ学校関連施設・設備の整備、といったところでは虻田中学校の校舎の対応、あとは洞爺給食センターの、今お話があったんですけども取り組みの推進、22 ページ目には基本目標 5「信頼される学校づくりの推進」といったところがございます。これは魅力ある学校づくりの推進、ということでコミュニティ・スクールの活性化に努めていくこと。あとは次のページになりますけれども、小中一貫教育の導入の検討を進めていく。24 ページになりますが、教員の働き方改革に努めていくと。部活動の地域移行に向けた取り組みとか、教育指導専門員の配置に努めていく、というようなことを行う項目を掲げているところがございます。

原社会教育課長

基本目標 6 のところでは、「地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」ということで、家庭教育力向上への支援、もう一つとしては、地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進という方向で立てております。

次に 27 ページなんですけど、基本目標 7「生涯学習社会の推進」です。こちらのほうでは 4 つの基本方向を目指しております。一つ目は、学んだ成果を生かす生涯学習の推進です。町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供、リーダーの育成など、学んだ成果を地域活動に積極的に活用できる環境づくりに努め、洞爺湖町の特性に対応した学習資源の有効活用に努めます。基本方向 2 は、「潤いのある地域づくりを目指した社会教育の推進」です。学校、家庭、地域住民などが相互に連携協力し、家庭地域社会を取り巻く課題に対処するために、社会教育活動の推進に努め、読書活動の推進促進や仲間づくりに関する情報提供、男女共同参画の普及啓発などに努めていきます。基本方向 3 は、「文化・芸術活動の推進」です。美術館などの見学鑑賞事業など芸術文化・文化財に触れる機会の提供に努めるほか、世界文化遺産に登録された縄文遺跡群を未来に引き継ぐ取り組みを推進し、町民のゆとりや潤いなど心の豊かさにつながる環境づくりを進めます。基本方向 4 は、「健康づくり・スポーツ活動の推進」です。スポーツ教室の充実や、関係団体との連携・協力。スポーツに関する情報発信、幅広い年齢層で取り組める新しい競技の導入に努めるなど、生涯の各時期に応じた健康づくり、生き生きとした生活を送ることができるよう、指導者やスポーツ少年団の育成など、スポーツの振興に努めます。以上です。

渋川教育長

・ 議案第 8 号

ただいまの説明について質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

岩崎委員

最後のページなんですけど。最近よく話題になっている部活動とかって、あれは入れたりとかしていますか。

渋川教育長

部活動は 24 ページです。上から 3 行目のところに、部活動地域移行に向けた取り組みを段階的に進めますということで、次年度から取り組んでいきます。

それでは、提案のとおり承認するということでよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

議案第 7 号については原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、第 4 次洞爺湖町社会教育中期計画の策定について、事務局よりお願いいたします。

角田社会教育参事

議案書 19 ページでございます。第 4 次洞爺湖町社会教育中期計画について答申があったので、別紙のとおり策定することについて議決を求めるものでございます。それでは別冊でご説明をいたします。第 4 次中期計画の意義や基本的な考え方につきましては 1、2 ページにあるとおりです。特にデジタル技術の進展や、新型コロナウイルスなど、私たちを取り巻く環境が日々変化していく中で、これまでの成果や課題を踏まえながら、より充実した生涯学習社会の実現を目指して推進を図っていくことを目的としております。

続きまして 9 ページ。全体構造になります。社会教育中期計画につきましては、町民憲章やまちづくり総合計画、洞爺湖町教育目標と教育ビジョンを踏まえた上で重点目標を設定してございます。12 ページからはそれぞれの重点目標について、課題の整理や基本方向などをまとめてございます。重点目標の 1、「学んだ成果を生かす生涯学習の推進」では、生涯にわたる学習、学びという観点でまとめて、家庭教育、少年から高齢者までのライフステージに応じた学習機会の充実、人づくりの育成などについて記載をしております。

続きまして 18 ページ、重点目標の 2、「潤いのある地域づくりを目指した社会教育の推進」では、地域づくりという観点から、読書活動の推進、男女共同参画計画の推進、地域学校協働活動の推進についての記載を行ってございます。この項目は、第 4 次中期計画で新たに項目を立てたものでして、学校や関係団体と連携協力して、地域の特性を生かした活動の推進を目指していく、そういった内容となっております。

・議案第 9 号

次に 21 ページの重点目標の「芸術文化活動の推進と文化遺産の保全・活用」では、文化の振興、文化財あるいは世界遺産の保存活用について、そして 25 ページ重点目標の 4、「健康づくり・スポーツ活動の推進」では、町民ニーズに応じたスポーツ活動の推進を目指して、それぞれ施策をまとめてございます。

29 ページ以降は資料になります。アンケートの集計結果については、第 3 次まで付いておりませんでしたけれども、せっかくいただいたアンケートですので、付けたほうがよいということで社会教育部分のみ抜粋して添付してございます。説明は以上になります。

渋川教育長

ただいまの説明について質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは議案第 8 号については原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担並びに施設利用等に関する取扱い規則の制定について、事務局よりお願いいたします。

高橋管理課長

議案第 9 号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担並びに施設利用等に関する取扱い規則を次のように定めるものでございます。

規則の制定趣旨でございます。保育料の無償化によって、利用料金などを定めた、この後、議案 25 号で出てくるんですけども、洞爺湖町特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則、というものが廃止になってくるというようなことになります。ただこの廃止する規則には利用料金のほかに、利用の申請書や手続に関する部分も定めており、保育所と私立幼稚園の二つが混在していて少しわかりづらい内容になっていたということで、今回、議案第 9 号で制定する規則は、私立幼稚園に利用する際に使う規則として提案するものでございます。利用料金以外は廃止する規則と大きく変わるものではございませんが、そのような趣旨で制定をさせていただきたいと思っているところでございます。内容についてご説明いたします。

第 1 条趣旨でございます。幼稚園の利用に関する必要な事項を定めるものというようなことを記載してございます。第 2 条の利用者負担の取り扱い。ここでは利用者負担についてはゼロなんですけれども、利用料以外であるものの、例えば幼稚園になるんですけれども、のりやはさみなどのお金とかですね、あと入園料とか行事代、あとはバス代、こういったものについては、有料ですよと言ってることを定めてございます。第 3 条副食費では、給食費です

けども、これはゼロですよというようなことを定めてございます。あと、第4条一時預かり保育の保育料でございますけれども、これは幼稚園のことも含めるんですけれども、洞爺湖町に住所を有する子についてはゼロですけれども、町外の方は有料ですよというような形を定めてございます。町外の方が利用する場合の有料の料金が1時間250円。第2項では昼食を食べる場合は1食200円を徴収しますということを定めてございます。第5条は広域入所に関する費用の取り扱い、町以外のところに行くというような場合の取り扱いのことを定めてございます。第6条は施設の利用の申請、第7条は施設利用の決定の通知、第8条は認定の変更、次のページになりますけど第9条は、保育給付の認定変更ですね、職権による変更。第10条は認定の変更した結果の通知、第11条が認定の取り消し及び退所に関すること。第12条は申請内容の変更の届出の関係、第13条は施設利用の制限に関する定めてございます。第14条は支給認定証の再交付に関すること。第15条については町立保育所の利用の手続は、この規則の第6条から前条までの規定を適用しないと。幼稚園だけに適用しますというようなことを記載しております。16条は委任でございます。附則は令和5年4月1日から施行するということでございます。あと24ページから35ページまではですね、申請書等の様式となっております。説明については省略いたします。以上ご提案申し上げます。

渋川教育長

ただいまの説明につきまして質疑を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩崎委員

住民登録を有していない子どもの利用っていうのは。これってどういうケースで、利用があって、どういう大義というか、どういう理由でこういった町外の子どものみをただでさえ忙しい保育所が町外の子どものを安い金額で受け入れるっていうのは、どういったニーズがあって、この制度ができたんですか。

高橋管理課長

あまりこれはニーズは無く、実際には利用があまりないというふうに聞いております。例えば里帰り出産とかですね、そういったときに使われる可能性もある、というようなことが過去にあったようです。常時活用するということはないです。

渋川教育長

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、議案第9号については原案のとおり可決されました。

議案第10号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の全部改正についてお願いい

たします。

高橋管理課長

議案書 36 ページになります。議案第 10 号、洞爺湖町招致外国青年任用規則の全部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございます。これは A L T を任用する規則となつてございます。内容はこの J E T というところがですね基本的な勤務条件等を定めて、それに基づいて各自治体のほうで規則を制定して運用するというような内容になってございます。その大もとの内容がですね、今回、会計年度任用職員と同様な措置に規定しなさい、というような案内がございまして、それに基づきまして、改正を行うという形でございます。大幅な条項の追加があるという形から全部を改正するという形になってございますので、今回追加となつて改正する部分のみご説明させていただきたいな、というふうに思っております。

改正する部分につきましては、まず第 1 条から第 14 条まで、変更はありません。従前のとおりとなっております。42 ページのほうを開いていただきたいと思います。14 条の 42 ページの第 5 号です。参加者が不妊治療にかかる通院をした場合には、休みを 5 日間以内の範囲で認めます、と言つたようなことが追加されております。あと、そこの 9 番目のところですね、参加者の妻が出産する場合は配偶者の育児参加という形で、5 日間以内の休暇を認めますと。10 番目については、これ保育時間って言うんですけども、1 才に達しない子の育児を行う場合は 1 日 2 回、30 分以内の期間、休暇を与えます。次のページ 11 番については、子の看護というんですけども、小学校の就学までというようなことだったんですけども、町の会計年度任用職員とかに合わせ、中学校までの始期に有する子どもが病気したときに、看護するために休みます、というときには休暇を与えますというようなことです。

13 番目は女子の保健指導に関する休暇、14 番目は短期介護に関する休暇、15 番目は、介護休暇です。16 番目は介護時間というような形で制度を設けていきたいと。44 ページ目について 17 番目はドナー休暇、骨髄バンク等のドナー休暇ですね。18 番目は妊産婦の休暇。19 番目は、妊産婦の休息。20 番目は、妊産婦の通勤の時間の緩和です。21 番目は夏季休暇です。あと、45 ページ目に入りますと、第 15 条で育児休業、子どもが生まれたときは一定期間育児休業を認めますよと。その下に 16 条で部分休業も認めていきたいと思ひます、というようなことの改正となっております。

17 条から 1 番最後の 51 ページ目のですね、34 条まで。これについては、文言の一部変更とか修正とかしております。また条項の入れかえとかもあるんですけども、内容の変更はないという形でございますので説明は省略させていただきます。51 ページに行つていただきまして、附則でござひます。この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。以上御提案申し上げます。

・ 議案第 11 号	渋川教育長 ただいま説明がございましたけども、ご質問ございますでしょうか。 岩崎委員 この第 6 条の参加者の報酬なんですけども、これが決まったのは平成 18 年ですか。 高橋管理課長 金額はですねこれも JET で例示をしてる金額なんですよ。それで、統一してやりましょうという形なので、向こうが変われば変わるような形になります。 岩崎委員 洞爺湖町独自じゃないですね。というのが、今割と為替がかなり動いてこの、外国人労働者も日本のマーケットが非常に賃金が低くて魅力がないっていう状況になっているじゃないですか。そうすると、何となくこの事から動いてないっていうことであれば、僕が小学生や中学校の頃に来てくれていた青年ってすごいエリートで、ケンブリッジから来てる学生が来てくれるっていう、非常になんて言うか、報酬もあってそういう優秀な学生さんが来てくれて熱意もあって。となるだんだん昔の為替が 80 円か 90 円ぐらいですね、相当為替が落ちている中で、報酬が低ければちょっと日本低いね、行く意味ないじゃん、っていうふうになるのかなあと思って、このあたりの見直してというのはどういうスパンでやられてるのかなというのが気になっての質問でございました。 高橋管理課長 町独自で計算してやっている訳じゃないですので、全国的な団体の示した例に倣ってやっているという形になります。 岩崎委員 はい。ありがとうございます。 渋川教育長 よろしいですか。 《「なし」の声》 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 それでは、議案の第 10 号については原案のとおり可決されました。 議案第 11 号、洞爺湖町立中学校制服等購入費助成金交付要綱の制定についてお願いいたします。
-------------------	--

・ 議案第 12 号	高橋管理課 議案第 11 号、洞爺湖町立中学校制服等購入費助成金交付要綱を次のように定めるものとございます。こちらの制定趣旨につきましては、中学校の入学時に一時的に増大する保護者の経済的負担を軽減するため、制服・ジャージ等の購入費用を助成することを目的としてございます。内容につきましては条ごとに説明いたします。 第 1 条目的につきましては、今申し上げたとおりの目的でございます。第 2 条の対象者につきましては、洞爺湖町立中学校の第 1 学年へ新たに入学、または転入編入学する生徒と限定してございます。ただし生活保護法の規定により、制服費等の相当額支給されているものは除くとしております。第 2 項では町税等滞納する場合は助成の対象外とすることを定めてございます。 第 3 条、助成対象経費と支給日等につきましては、53 ページの 1 番下に表があるかと思えます。別表という表があるかと思えます。こちらのほうで説明いたしますけれども、まず男子生徒についての対象とする制服等については制服、ワイシャツ、学生服、ベルト、ジャージ上下（ネーム代を含む）、これの一つずつ、上限額を 6 万 7000 円としております。女子生徒につきましては、女子制服、ブラウス、ジャージ上下、ハーフパンツ各一つ、7 万 2000 円を上限としていると。考え方といたしましては、虻田中学校と洞爺中学校で共通して指定しているものに限定して、それぞれの購入費の上限額を、助成上限額と定めているものとございます。 52 ページに戻っていただきまして、これらの助成金は生徒 1 人につき 1 回限りとしております。第 4 条助成金の交付については、申請関係の内容です。第 5 条は助成金の交付決定に関する事。次のページ、第 6 条は却下通知、第 7 条は支給内容の変更届の定めでございます。第 8 条は助成金の返還。偽り等があった場合には返還させることができることを定めております。第 9 条は委任でございます。附則でございますが、この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。第 2 項は読みかえ規定という形でございます。また、54 ページから 58 ページまでは申請書等の様式を定めてございますので、説明を省略いたします。以上ご提案申し上げます。 渋川教育長 それでは質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 よろしいですか。 《「なし」の声》 それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいですか。 議案第 11 号については原案のとおり可決されました。 議案第 12 号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の全部改正についてお願いいたします。 高橋管理課長
-------------------	--

59 ページになります。議案第 12 号、洞爺湖町洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱の全部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨です。こちらでも保護者の経済的負担を軽減するため地区を全町に拡大して実施するため、従前の要綱を全部改正するものでございます。改正点のみ説明していきたいと思います。第 1 条から第 11 条まで、これは全町を対象としたことによる文言の修正とか表現の入替え、条項の入替えでございしますが、内容自体は変わっているものでございませんで、説明を省略したいと思います。変わった内容は 62 ページ目の別表で説明したいと思います。62 ページ別表第 1 の部分でございします。通学費の助成の額。1 番下にですね、虻田地区、洞爺湖温泉地区が加わって 1 カ月の定期代金の 3 分の 1、10 千円を上限とするということを追加いたしております。63 ページ目、別表第 2、これは加算金の額です、洞爺地区の特に高台なんですけれども、高台の自宅から国道 230 号線までの最寄りのバス停まで、数キロ単位の距離があって送迎をするといった部分に対して、今までは距離を図って 1 キロ 150 円とかといったことを計算してやってたんですけれども、人によって変わってくるので事務が煩雑になってくる、というようなこともあってですね、一定額の定額制を採用したいと。実際に成香の方から来ている方の月額が大体 1,000 円前後というような形で、成香は 1,000 円、富丘は 2000 円と、というような形で定額制を導入して行きたい、というような改正を行ってございます。

別表第 3、下宿等の助成金の額でございします。こちらについても、虻田と洞爺湖温泉を加えてございします。その他、今までは西胆振学区というような限定をしてございましたが、これからはどこにいても下宿しても対象とするという形での拡大を行ってございます。

別表第 4 につきましては、これが今までなかったかと思うんですけれども、1 カ月に

通学と下宿の両方の経費を払っている場合についてでございしますけれども、こちらについても、両方合わせて 10 千円を上限といたします、というような形での基準を設けたというところでございします。64 ページから 70 ページまでは申請書等の様式を定めてございしますので、説明は省略いたします。61 ページ目に戻っていただきまして、1 番下のところ附則でございします。この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございします。2 番目は経過措置でございします。以上ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

これまで胆振学区っていう、限定がありましたけれども。これからは撤廃になるということですか。北海道内どこでもいいということですか。

・ 議案第 13 号	高橋管理課長 その通りです
	岡本委員 わかりました。ありがとうございます。
	渋川教育長 はい、お願いいたします。
	岩崎委員 通学の助成ってどこの田舎の自治体でもやっているんですか。
	高橋管理課長 そうですね、結構増えてきているような感じしますね。豊浦もやってるって聞きましたね。
	岡本委員 壮瞥もずっとやってましたね。看板に書いてあって、それを見てみんな羨ましく思ってたんです。
	渋川教育長 それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「なし」の声》 議案第 12 号については原案のとおり可決されました。 議案第 13 号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正についてお願いいたします。
	角田社会教育課参事 議案第 13 号でございます。71 ページです。洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。 改正の趣旨といたしましては、これまで事務委任をしておりました洞爺湖芸術館につきまして、令和 5 年度より社会教育課が所管することとして、事務分掌にその項目を加えるための改正でございます。 新旧対照表でご説明いたします。72 ページをごらんください。 別表第 5 条関係のうち、(2) 社会教育課の事務分掌に、(35) として「芸術館の管理運営に関すること。」を加えるものでございます。71 ページに戻りまして。附則でございますが、この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご提案申し上げます。
	渋川教育長

・議案第 14 号

それでは質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいですか。

《「なし」の声》

議案第 13 号については原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、洞爺湖町教育委員会事務の事務委任に関する規則の一部改正についてお願いいたします。

角田社会教育課参事

議案書 73 ページになります。洞爺湖町教育委員会事務の事務委任に関する規則の一部を改正する規則を、次のように定めるものでございます。

改正の趣旨といたしましては、これまで事務委任をしておりました、洞爺湖芸術館につきまして。前回会議で洞爺総合支所から協議のあった内容の承認をいただいたことを受けての改正でございます。

新旧対照表でご説明いたします。74 ページをごらんください。右側が現行の第 2 条第 1 号、「洞爺湖芸術館の管理運営に関すること。」についてを削り、第 2 号、「洞爺総合センターの管理運営に関すること。」を第 1 号に繰り上げるものでございます。73 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

これまで総合センターに芸術館の方がいらっしゃったんですけど、これからこちらのほうに所属して、こちらにずっといらっしゃる形になりますか。

角田社会教育課参事

職員の勤務体制ということですね。職員が 1 名、芸術館に常駐するという形になります。あと会計年度職員と 2 人体制です。

渋川教育長

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

それでは議案第 14 号については原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、洞爺湖町フッ化物洗口事業実施要綱の一部改正についてお願いいたします。

・議案第 15 号

高橋管理課長

議案第 15 号洞爺湖町フッ化物洗口事業実施要綱の一部を改正する訓令を、

・議案第 16 号	次のように定めるものとございます。 改正の趣旨でございます。これまで対象となっていた年齢が 5 歳から 4 歳に拡大されたこと、これを受けまして、あと幼稚園もですね含めてこれまで実施していたんですけれども、要綱の中で、幼稚園の文言が入っていなかったこと、と言ったことから所要の改正を行うものとございます。 内容については 77 ページの新旧対照表でご説明いたします。第 3 条対象者のところでございます。保育所及び幼稚園、あと 4 歳児と言ったようなことを対象に加えているところでございます。あと第 4 条の第 1 項から次のページの第 6 項まで別記様式を含めて、幼稚園という文言をこれまで実際にやったので、要綱上にも明文化しようという形で文言を追加しているというような改正内容でございます。76 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとございます。以上ご提案申し上げます。 渋川教育長 それでは質疑をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。 吉田委員 今まで保育所のフッ化物の調整はいわゆる、協会病院さんでやっていただいたんですけど、幼稚園も同時にやるってということですね。 高橋管理課長 はい、今までもやっていたので、文言が入るのという事です。 渋川教育長 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「なし」の声》 それでは議案第 15 号につきましては原案のとおり可決されました。 議案第 16 号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部改正についてお願いいたします。 高橋管理課長 議案書 79 ページ目、議案第 16 号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する訓令を、次のように定めるものとございます。 改正の趣旨でございます。学校では修学旅行とか学校祭など通常とは異なる勤務時間、となる場合があります。このような場合には、増えた勤務時間を別の日で減らして調整するなど、業務に合わせて勤務日や勤務時間を調整することが必要であり、変形労働時間制というふうに言うんですけれども、この要領はそのルールを定めているという形になります。今回の改正については
------------------	--

・ 議案第 17 号	その変形労働時間制の対象とする業務を道立学校に準じて追加するというよう内容でございます。 83 ページの新旧対照表をお開きください。第 2 定義と第 3 対象職員の中の (17)、いずれも共通してございます。変形労働時間制となる対象業務に、指導要録の作成業務、学期末の評価業務、いわゆる通知書の作成を、加えるというような改正でございます。82 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。 渋川教育長 質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 《「なし」の声》 それでは議案第 16 号につきましては原案のとおり可決されました。 議案第 17 号、洞爺湖町検定料助成金交付要領の一部改正についてお願いいたします。 高橋管理課長 議案第 17 号、洞爺湖町検定料助成金交付要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。 改正の趣旨でございますが、現在教育委員会では中学生に対し、英語と漢字の検定の受験料を 1 回助成しておりますけれども、対象を小学生まで拡大しさらに算数や数学といったようなことを加えることで、児童生徒の学習に対する意識を高めるという、そういうなことを目的として、改正を行うものでございます。内容につきまして 87 ページ目の新旧対照表でご説明いたします。 第 1 条趣旨でございます。検定の対象を英語と漢字のほかに、算数と数学を加え小学生まで拡大するということを定めてございます。続きまして第 2 条の助成対象者でございます。これからですね次のページの別記様式の改正まで、今までは生徒という文言しかなかったんですけども、児童ということを加えるといったような改正となっております。86 ページに戻っていただきまして附則でございます。この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。
・ 議案第 18 号	渋川教育長 提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「なし」の声》 議案第 17 号については原案のとおり可決されました。 議案第 18 号、洞爺湖町保育所条例施行規則の一部改正についてお願いいたします。 高橋管理課長

・ 議案第 19 号	議案第 18 号洞爺湖町保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとございます。 改正の趣旨です。こちらでも保育料の無料化に伴い、利用料金を定めた、条例施行規則というものが廃止になることから、町立保育所の利用に係る申請様式や手続方法を定める改正でございます。先ほど議案第 9 号では私立幼稚園の手続、こちらは町立保育所の手続と分けた形での提案という形でございます。 新旧対照表で内容についてはご説明申し上げます。103 ページ目をお開きください。ちょっと飛ぶんですけども、103 ページ目、右側にですね、現行で一時預かり保育、第 14 条となっております。左側の方が同じく 14 条となっておりますんですけど、大変申しわけございません。ここ 18 条に訂正していただきたいと思います。既存の 14 条の一時預かり保育の文言をですね、一部修正いたしまして、18 条に繰り下げるといような改正を行う内容でございます。 101 ページに戻っていただきたいと思います。右側の現行について第 10 条から第 13 条までを削ります。削った後、左側にある第 10 条から 17 条までを追加するといような改正でございます。以下、改正の 10 条から 17 条までご説明いたします。第 10 条については、施設の利用の申請に関することでございます。第 11 条は施設の利用決定の通知に関すること。第 12 条は、保育給付の認定の変更に関すること。第 13 条は職権による認定の変更に関すること、次のページでございます。第 14 条は変更結果の通知に関すること。第 15 条は認定の取り消し及び退所に関すること。第 16 条は変更の届出に関すること。第 17 条は、支給認定証の再交付の関係です。以下、別記様式の改正については省略いたします。100 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとございます。以上ご提案申し上げます。 渋川教育長 提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「なし」の声》 それでは議案第 18 号につきましては、原案のとおり可決されました。 議案第 19 号、洞爺湖町一時預かり保育事業実施要綱の一部改正についてお願いいたします。 高橋管理課長 104 ページ目、議案第 19 号、洞爺湖町一時預かり保育事業実施要綱の一部改正についてでございます。洞爺湖町一時預かり保育実施事業の要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものとございます。 改正の趣旨といたしましては、こちらでも保育料の無償化により一時預かりも無償となることから、それぞれの改正を行うものとございます。なお先ほど議案第 19 号でお話しした一時預かりは、私立幼稚園の関係。こちらは町立保
-------------------	---

	育所の適用というような形で整理をさせていただいてるというふうな形でございます。105 ページ目の新旧対照表を説明します。利用料に関するところでございます。一時預かりの利用料については、洞爺湖町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用負担並びに利用施設等に関する取扱規則、議案第 9 号で可決いただきました。規則に基づいてやりますよと、要は町民は無料、町外は有料ということを委任している条項の内容となります。あと、利用料の納入方法は第 8 条で現金払によるものと、町外者の利用の部分に限りますけれども、その定めをしてございます。104 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご提案申し上げます。
・ 議案第 2 0 号	渋川教育長 質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「なし」の声》 議案第 19 号につきましては原案のとおり可決されました。 議案第 20 号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の廃止についてお願いいたします。 高橋管理課長 議案第 20 号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則を廃止する規則でございます。 保育料の無償化により、従前まで保育料を定めていた洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則は、廃止するというような内容でございます。附則でございます。この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご提案いたします。
・ 議案第 2 1 号	渋川教育長 質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいですか。 《「なし」の声》 それでは議案第 20 号については原案のとおり可決されました。 議案第 21 号、洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の廃止についてお願いいたします。 高橋管理課長 議案第 21 号、洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱を廃止する訓令でございます。こちらも保育料の無償化により助成することがなくなったということから、この訓令を廃止するものでございます。附則でございます。この訓令は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

日 程 第 6 【 そ の 他 】	以上、ご提案申し上げます。 渋川教育長 質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「なし」の声》 議案第 21 号につきましては原案のとおり可決されました。 日程第 6、その他でございます。 委員の皆様から何かございますでしょうか。 吉田委員 年度末なので、これだけ議案がたくさん出てくるというのは、しょうがないことなのかなとは思いますが、例え、関連する議案をくっつけて一緒に提案するとかね、何とかいい方法はないものかなと思って今お聞きしてたんですが、途中で私なんかもう、集中力が途切れてしまうような感じがありましたんでね。何かもうちょっと効率的な方法はないものか。それともやはり改定なんで一つ一つこういうふうに丁寧にやはりやっていく必要というのはあるんですね。 高橋管理課長 法律が改正されたことに伴っていることとかですね、そういう上位法が改正となったことによって、類似する関係規則を改正するということには、一つの規則をつくってその中で改正するとか、そういうことができるんですが、それがなくて別々の事実に基づいてやるということになると、原則は 1 個 1 個、議決をいただくというようなのが原則という形になってくるんですよ。
日 程 第 7 【 閉 会 】	渋川教育長 大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。 その他ございますでしょうか。 《「なし」の声》 事務局から何かございますか、ございませんか。 《「なし」の声》 それでは以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和 5 年第 2 回定例会を終了させていただきます。 15：00 閉会